

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

福祉・介護職員の処遇改善については、これまでに何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- ① 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ② 職員処遇改善加算の職場環境等に関し、複数の取り組みを行っていること。
- ③ 職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

③の「見える化」とは、特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載することです。

処遇改善加算の算定状況

小田原アシスト 第2小田原アシスト 第3小田原アシスト 喜心寮	加算Ⅲ
--	-----

職場環境等要件の内容・取り組み

分類	職場環境要件項目
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善